た3つ折)で、マークシさ(郵送提出用に対応し・調査票は、A4の大き

地方交付税の (比例代表区) 成院の選挙区(|交付 0) 額

種法令に基づく

世帯員に関する事項

問い合わせ

ト方式です。

です。 記

認のうえ、

けっ記入漏れる

国勢調査に関し、不明な点などがあれば、コールセン ターなどへお問い合わせください。

類

は廃産業の

目

▶国勢調査コールセンター(総務省) **☎0570-01-2010** (ナビダイヤル)

IP電話・PHSの場合: 03-6738-6677 平成22年9月11日~10月31日 設置期間 受付時間 午前8時~午後9時

埼玉県国勢調査コールセンター **☎**050−3786−1013

設置期間 平成22年9月18日~10月24日 受付時間 午前8時30分~午後8時 (土・日・祝日は午後5時15分まで)

なお、企画経営課統計担当(☎內233)でも 9月23日(祝)から10月31日(日)の間は、午前 8時30分から午後8時まで受け付けします。

る居 いることになっています。予定る居 いることになっています。予定 国や都道府県・市町村 されま における都市計画などの 各種の計画、経済政策、 福祉政策、星 1 各種の計画、経済政策、 福祉政策、雇用対策、環 一での基礎資料として利 での基礎資料として利 での基礎資料として利

85年前の住居の所在地9在学、卒業など教育の 状況助就業状態おが事業所の名称および事業の種類

③従業上の地位 ③従業上の地位

迎従業地

地または通学地工の地位

従業地または通学地

ま

利用交通手段

世帯に関する事項

予定です。 されます。

住 ⑦ ⑥ 国籍

住

居における居

⑤配偶

の関係

`続柄

X

④世帯主との結 ③出生の年月

成23年2月に公表される
※人口速報集計による人
として利用されています。 理歴史などの 社会科、 研究の 以降、順次公表 その他の集計 教育用資料の推計、出理の推計、出生



不な ・審に思った際には、速やかにコールセン電話・電子メールなどにご注意ください国勢調査員を装った不審な訪問者や不審 などにお知らせください。

ご意見をお寄せください

八潮市みんなでつくる美しい まちづくり条例(2次素案)

市では、市民や開発事業者との信頼・協力のもとに、協働によるまちづくりを 進める制度・仕組みを規定するため、皆さんからご意見をいただきながら、段階 的に条例(素案)としての精度を上げてきました。このたび、条例(1次素案) に関するご意見を参考に市民等で構成する策定委員会での検討を行い、条 例(2次素案)を取りまとめましたので、皆さんのご意見をお寄せください。

条例(2次素案)の公表

市役所(840情報資料コーナー)、駅前出張所、八幡図書館、八條図 書館、資料館、ゆまにて、文化スポーツセンター、やしお生涯楽習館および 市のホームページでご覧いただけます。

募集期間等

■ 10月12日まで(必着)

図 市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所を持つ方、土地の権利 者など

3 提出方法

「八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例 (2次素案) に関する意見」 と明記(メールの場合は件名に)し、氏名・住所を記入のうえ、窓口、郵送、 ファックス (1997-7310)、電子メール (kaihatsukenchiku@city.yashio.lg.jp) で開発建築課へ

4 提出された意見等の公表

提出された意見等は、市の考え方を付して、内容を公表します。その際、 住所・氏名は公表しません。類似の意見はまとめて公表することがあります。 また、ご意見に対する個別回答はしませんので、ご了承ください。

問 開発建築課☎例322

八潮市自治基本条例 (原案)

市では、市民参加の機会拡充、協働体制の確立を図っていくため、市政運営 の基本理念や市民と行政の協働によるまちづくりの基本的なルールを定めた自 治基本条例の制定を進めています。条例(原案)の作成に当たっては、「八潮 市自治基本条例市民検討委員会」から市長に提出された提案書をもとに庁内 で検討を行ってきました。このたび、条例(原案)を取りまとめましたので、皆さん のご意見をお寄せください。

条例(原案)の公表

市役所(840情報資料コーナー)、駅前出張所、八幡図書館、八條図書館、 資料館、ゆまにて、文化スポーツセンター、やしお生涯楽習館および市のホームペ

2 募集期間等

■10月12日まで(必着)

対市内在住・在勤・在学の方、市内で事業や活動を行う方

3 提出方法

「八潮市自治基本条例(原案)に関する意見」と明記(メールの場合は件名に) し、氏名・住所を記入のうえ、窓口、郵送、ファックス(图995-7367)、電子メー ル(shiminkyodo@city.yashio.lg.jp)で市民協働推進課へ

4 提出された意見等の公表

提出された意見等は、市の考え方を付して、内容を公表します。その際、住所・ 氏名は公表しません。類似の意見はまとめて公表することがあります。また、ご意 見に対する個別回答はしませんので、ご了承ください。

間市民協働推進課☎四497